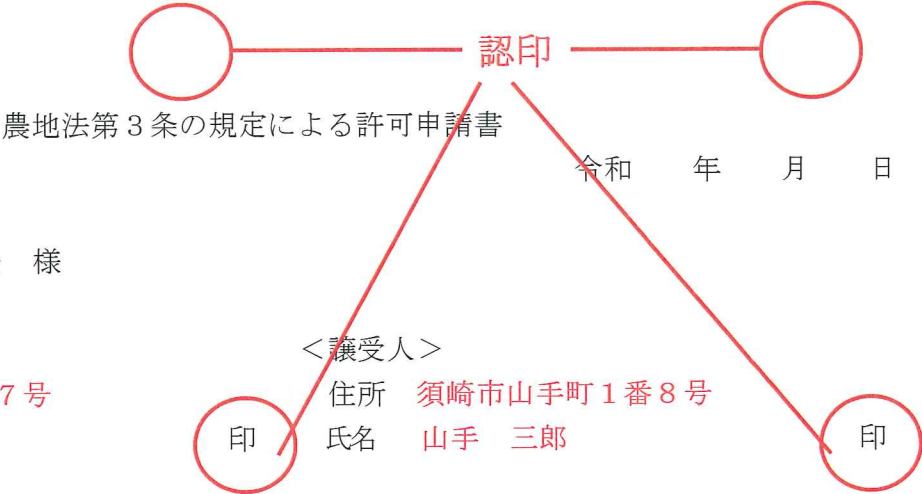


例第1号の1



下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間〇〇年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は 特別永住者
譲渡人	譲渡人の氏名、年齢、職業、住所を記入してください					
譲受人	譲受人の氏名、年齢、職業、住所を記入してください				日本	

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又 は名称 [現所有者が登記 簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏名 又は名称
須崎市山手町1番 2番	田 畑	田 畑	100 m ² 200 m ²	100,000 200,000 (合計100,000) [] /10a	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

・許可あり次第 売買(贈与) ・使用貸借権の設定 令和●●年●月●日から令和■年■月■日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の 3 は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)		
		田	畑	樹園地			
	自作地	5,000 ㎡	4,000 ㎡	1,000 ㎡			
		買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、きちんと耕作している農地について記入します。					
	貸付地						
		買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、人に貸していて、その人がきちんと耕作している農地について記入します。					
所有地以外 の土地		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿	現況		
	非耕作地						

所有地 以外 の 土地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
	借入地					
	貸付地					
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	
		登記簿	現況			
	非耕作地					

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書に該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

現在農地を上段に今回申請農地を()書きで下段に記入

	田	畑			樹園地			採草 放牧地
作付(予定)作物	水稻	ミョウガ [*] 他						
権利取得後の 面積(m ²)	4,000 (100)	1,000 (200)						

(2) 大農機具又は家畜

種類 数量	トラクター	田植機	コンバイン	防除機	脱穀機
所有 確保しているもの	1	1	1	1	1
リース					
所有 導入予定のもの					
リース 〔資金繰りについて〕					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者 ※買う人、借りる人について記入します

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦②①年、農業技術修学暦〇〇年、その他()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: (農作業経験の状況:) 男2人 40年 10年 女1人 20年 (家族等の従事人数・農作業年数について記入します) 増員予定: (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: (農作業経験の状況:) 増員予定: (農作業経験の状況:)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

- ・ 200m
- ・ 車で5分

<農地法第3条第2項第2号関係>（権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

<農地法第3条第2項第4号関係>（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

- (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢

(3) 主たる職業

(4) 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）
- ①須崎太郎

②須崎花子

③須崎一郎

④須崎桜子

●才

■才

○才

□才

農業

農業

農業

農業

本人

妻

父

母

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	←→											
その者が農作業に常時従事する期間	←→ ① 300日 ②③④ 250日											

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）

- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

※農業上の利用に特に影響がないと考えられる場合は、「～のため特に影響はありません。」等の理由を記載してください。

- ・取得する田の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻栽培をするため、特に影響はありません。
- ・キュウリ等野菜類を作る予定で、今までどおり畑として利用するので特に影響はありません。
- ・今までどおり畑（キュウリ等野菜類）として耕作するので、特に影響はありません。
- ・親子（兄弟）間の贈与であり、今までどおり畑として利用するので特に影響はありません。
- ・親子間での使用貸借で経営に変わりはなく、周辺への影響はありません。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)